

核抑止論の虚構とブッシュ政権の核兵器政策

安 齋 育 郎

核抑止論をめぐるには既に多くの研究や論評があり、今更という感を免れないかも知れない。なぜいま「核抑止論の虚構」を論じるかと言えば、核超大国アメリカの一国主義的な行動が際立つ中で、ブッシュ政権が従来の核兵器政策の包絡線を踏み越えて、新たな核絶対優位体制の構築に公然と乗り出した結果、核抑止政策を取り巻く環境に質的な変化が起こっていると考えるからに外ならない。本稿前半において、核抑止論をめぐるこれまでの論議を整理し、後半においてブッシュ政権の核兵器政策を概括しつつ、核抑止論をめぐる新たな局面について検討する。

本稿は、筆者が、日本学術会議平和問題研究連絡委員会（委員長：北野弘久日本大学法学部名誉教授）が2002年10月25日に長崎で開催した公開シンポジウム「非核未来の創出と平和文化の形成」で「核抑止論の虚構とブッシュ政権」と題する報告を担当したことが直接の契機となっていることを断っておく。

1 核抑止論 (nuclear deterrence) とは何か？

(1) 抑止 (deterrence) の概念⁽¹⁾

日本語の「抑止」を表す英語の“deterrence”の意味は、例えば、Longman Dictionary of American English (second edition, 1997) によれば“to make someone not want to do something by making it difficult, or by threatening him/her with a punishment”、すなわち、「実行を困難に陥らせることにより、または、罰によって脅迫することにより、他者が何らかの行為を行うことを望まないようにすること」である。「抑止」という考え方は、いわば、「紛争回避」と「戦争」の中間に位置する考え方であるが、上の定義によれば、抑止の方法には、①実行を困難に陥らせる方法と、②罰によって脅迫する方法、の2種類があることになる。それらは「拒絶（拒否）の予測に基づく抑止」と「懲罰の予測に基づく抑止」とである⁽²⁾。

第1の「実行を困難に陥らせる方法」に対応するのが「拒絶（拒否）の予測に基づく抑止」であり、「相

手が軍事的行為に出ればそれを拒絶し、物理的に妨害することによって実行を阻止する」という脅しをかけることによって軍事力行使を断念させるという考え方である。

第2の「罰によって脅迫する方法」に対応するのが「懲罰の予測に基づく抑止」であり、「相手が軍事的行為に出たら懲罰として耐え難い破壊をもたらすような攻撃を加える」という脅しをかけることによって、その行為を止めさせるという考え方である⁽³⁾。いわゆる「核抑止」の基本的考え方は第2種の抑止に当たるものであり、ある行為を実行することによって得られる「利益」よりも核攻撃による「損失」の方が遥かに大きいことを思い知らせることによって、計画の実行を思い止まらせるという考え方である。

言うまでもなく、抑止政策は「抑止力が機能している限りにおいて」紛争を回避することができる。しかし、抑止が破綻した場合、つまり、抑止政策の行使にもかかわらず相手が軍事力を実際に行使した場合には、対抗上軍事力の行使、しかも「耐え難い破壊をもたらすような報復攻撃」を実行する必要に迫られる。なぜならば、抑止が破られたにもかかわらず実際には反撃がないということになれば、抑止のための軍事的脅威は「張り子の虎」に過ぎないということになり、抑止力の信頼性を根底から突き崩すことになるからである。したがって、抑止力は「抑止力が機能している限りにおいて抑止力たり得る」のであり、抑止が破れた場合の軍事力行使を前提としている考え方である。「抑止は紛争回避と戦争の中間に位置する」という命題の意味するところは、そのことに外ならない。

(2) 抑止力が機能するための条件

抑止力が永続的に機能し、武力行使を常に未然に防ぐことが出来る保証があれば、問題は少ないであろう。しかし、実際に抑止が機能し得るためには次の3つの条件が必要である⁽⁴⁾。

第1には、抑止力を行使する側の「脅し」が実際に相手に「脅し」として受け取られる必要があることで

ある。そのためには、相手との価値観の共通性が前提となる。「死の恐怖」を突き付けて相手を脅したつもりでも、相手が「死をも賭して戦う」という価値観をもっていれば脅しとしての効果は乏しい。異なる価値観によって支配されている陣営間の対立においては、こうした問題が起り得る。

第2には、「脅し」が単なる「張り子の虎」ではなく、もしもその脅しを無視して軍事行動の拳に出れば「脅しが現実化する」と信じさせることができなければならないということである。その点で、核兵器による抑止の信頼性については特別の検討を必要とする。第2次大戦後半世紀以上、核兵器は存在し続けたが核実験以外の目的で実際に使用されることはなかった。核兵器の脅威に関する認識が普及・深化するにつれて、核兵器使用の非人道性に関する共感が広がり、核兵器使用の敷居はますます高くなりつつあると言えようが、そのことが「核兵器は實際上使用できない兵器だ」という認識をもたらすならば、核抑止力の信頼性を損なうことになる。「核兵器は實際上使用できない兵器だ」という認識が事実誤認である場合、当該誤認事実に基づいて軍事力の行使が行われ、その結果として核兵器の使用を招くことになりかねない。

そして、第3に、「脅し」の意思を相手に正確に伝達できるだけの信頼性のある意思伝達手段が両者間に確保されていることである。抑止力行使者をA、抑止対象者をBとする時、問題は、①Aの意図がBに誤って伝わる場合、②Aの意図しないことがBに誤って伝わる場合、③Bの意図がAに誤って伝わる場合、④Bの意図しないことがAに誤って伝わる場合、の4つのケースがある(②は①の、④は③の特殊な場合と考えることもできる)。当事者間の直接の意思伝達手段の信頼性の問題に加えて、商業ジャーナリズムによる誤情報の流布やサイバー・テロの可能性といった問題も検討されなければならない。とりわけIT社会においては、正確な意思伝達を攪乱する手の込んだ方法も行使され得るので、これまでも増して意思確認の重要性が大きくなっている。

(3) 核兵器による抑止政策の系譜

① 2つの抑止 — 「懲罰による抑止」と「拒絶による抑止」

a. 懲罰による抑止

相手が攻撃を仕掛けたら、核兵器による懲罰的大量報復を加えるという脅しによって、相手の攻撃を抑止する考え方が「懲罰による抑止」であるが、この考え

方はやがてエスカレートし、「先制第1撃」という考え方を生み出した。すなわち、懲罰的大量報復を受けないようにするためには、先制第1撃によって報復システムをすべて破壊してしまえばよいという考え方に基礎を置くものであり、敵の報復システムを壊滅させることを意図した核戦力配置がなされる。

ところが、事態はさらにエスカレートし、先制第1撃に対抗する考え方が生み出された。すなわち、「警報即発射能力」を配備するという考え方である。これは、敵の第1撃が着弾して報復攻撃能力が破壊される前に、敵ミサイルの発射警報に即応して、例えば2000発といった数の戦略核兵器を敵に向けて間髪を入れず発射するという方法である。敵側から見れば、先制第1撃で勝利を収めようと考えても、警報即発射体制のもとで戦略ミサイルによる報復攻撃が発動されるため、耐え難い被害を覚悟しなければならない。その結果として先制第1撃を手控えることになるというシナリオである。

すると、次には、生き残り可能で、十分な報復攻撃能力を温存することができるミサイル潜水艦を主力に据えるという考え方が現れた。すなわち、「第2撃能力」の配備を重視する戦略である。敵の第1撃に生き残り、戦略ミサイル潜水艦からの第2撃によって敵に耐え難い報復攻撃を発動できる能力を構築すれば、敵も第1撃を手控えるだろうという期待に基礎を置く抑止政策である。

こうして「懲罰による抑止」の考え方は1960年代を通じてエスカレートし、「相互確証破壊 (Mutual Assured Destruction)」という状況を生み出す結果を招いた⁽⁵⁾。それは、互いに他を破壊して余りある程の核兵器を配備した危機的対決状況であったが、かろうじて核攻撃を思い止まらせた背景には「ABM条約 (弾道弾迎撃ミサイル制限条約)」があった。敵が発射したミサイルを100%打ち落とすことができれば、敵からの報復を恐れる必要はないから、第1撃によって勝利を得ることができる。ABM条約は、そのような状況を回避するために作られた条約で、いわば「互いに無防備にしておくことによって、攻撃を思い止まる」という逆説的な方法である。少なくとも、同条約は、当時の米ソ核超大国が、引き続き核抑止政策に依存する意志があることの表明であった⁽⁶⁾。

第2撃に対する無防備性を鍵として第1撃を抑止するというこの考え方は、第2撃に対する無防備性が崩れた時点で脆くも崩壊する。その最初の危機はレーガン政権下でのSDI (戦略防衛構想) によって訪れた。

敵の戦略ミサイルを宇宙空間でエックス線レーザー兵器などによって打ち落とすという構想は技術的困難もあって挫折し、無防備性は払拭されなかった。ところが、現在、第2の危機が訪れている。ブッシュ政権がロシアとの間に結ばれていたABM条約を廃棄し、ミサイル防衛計画に乗り出したことによるものである。ブッシュ大統領は、2003年1月28日の一般教書演説において、「今年、弾道ミサイルに対する防衛システムを初めて設けようとしている」と述べ、明確に「第2撃に対する無防備性の克服」を宣言した。これは、核抑止という思想に基礎を置く核戦略バランスを崩壊させる意思決定であり、相互抑止から一方的抑止への方向転換に外ならない。

b. 拒絶による抑止

「相手が攻撃を仕掛けてきたらそれを拒絶し、比較的低威力の戦術核兵器や戦域核兵器による報復攻撃を発動する」という意思を示すことによって相手の攻撃を抑止するという考え方は「拒絶による抑止」であるが、こうした考え方は、戦略核兵器による「懲罰的抑止」の前段階としてNATOが構想したものである。

この考え方は「柔軟反応戦略」と呼ばれるが、相手の攻撃が激化すれば、それに応じて対応のレベルを柔軟にエスカレートさせるとする考え方に立っている。この考え方は、核兵器は戦場レベルで実際に使用可能であるという認識を基礎としており、相手の出方次第では使用する核兵器のレベルを歯止めなくエスカレートさせる危険性を孕んでいる。

②その他の核抑止の形態

a. 拡大抑止

核保有国が同盟国に「核の傘 (nuclear umbrella)」を差しかけ、自国の核兵器によって、核兵器を持たない同盟国に核抑止力を及ぼすという考え方は「拡大抑止」と呼ばれる。アメリカはNATO傘下の非核兵器国、日本、オーストラリアの各国に拡大核抑止力を及ぼし、ロシアはベラルーシに拡大核抑止力を及ぼしている。しかし、アメリカの核抑止力に依存することが「核の防空壕」になるよりは、「核の避雷針」になりかねないという指摘は、真剣な考察を必要とするであろう。すなわち、核超大国アメリカが核保有国と戦争状態に入った場合、まさにアメリカの「核の傘」に入っているという理由で核攻撃の対象になる危険性があるという問題である⁽⁷⁾。

b. 存在論的抑止

実際に核兵器を配備しているかどうかではなく、核

兵器および核兵器運搬手段の保有あるいは保有の可能性を示すことによって抑止力を発揮するという考え方は、時に「存在論的抑止」と呼ばれる。インドとパキスタンは1998年に核爆発実験⁽⁸⁾を実行し、核兵器製造能力をもつことを実証した。また、両国が核兵器運搬能力をもつこともこれまでの公然たるミサイル発射実験によって実証済みである。実際に核弾頭を装着したミサイルを実戦配備するまでもなく、両国は核保有国としての「存在論的抑止力」を行使していると考えられる⁽⁹⁾。

イスラエルは公然たる核保有国ではないが、国際社会で広く核兵器の保有を疑われている国であり、いわば「曖昧さを纏った存在論的抑止力」を行使している国と言うことができる。

2 核抑止力の問題点

(1) 核兵器被害の2つの無限定性

①被害地域の無限定性

核抑止論の問題点の1つは、抑止破綻に伴う核兵器の使用が「受け入れ難い被害」を相手の領土のみならず、場合によっては、味方陣営を含む広範な周辺地域に及ぼし得るという点である。その最も極端な場合が「核の冬 (Nuclear Winter)」と呼ばれる全地球規模の長期的気象異変がもたらされる場合である。惑星大気の研究であったカール・セーガンらによって1980年代初頭に行われた研究は、大規模な核戦争が起これば粉塵や煤煙によって太陽光が遮られて気温が低下し、作物の生育にも重大な影響を与えて、場合によっては何億人もの餓死者を出す虞れがあることを警告した。核超大国アメリカの一極支配的構造のもとで、こうした全面核戦争が核抑止力破綻の結果として起こる蓋然性は低いと考えられるが、「核の冬」をもたらず程の大規模核戦争でなくとも、核兵器の使用に伴う放射性降下物の放出は、大なり小なり戦域外環境の深刻な放射能汚染の問題を伴うものと考えなければなるまい⁽¹⁰⁾。

②放射線障害の無限定性

第2には、核兵器使用に伴う放射線の影響が、一般戦闘員はもとより、広範な非戦闘員にも及ぶという点である。この事実は広島・長崎への原爆投下によって証明されたところであり、被爆から半世紀以上を経た今日、なお多くの被爆者たちが放射線被曝と健康破綻の関係について多様な悩みを抱えていることに象徴的に現れている⁽¹¹⁾。放射線の影響には、身体的影響、遺伝的影響、心理的影響の3つがある。身体的影響の面で

は癌などの晩発性障害の危険性が半世紀をこえた今も被爆者を不安に陥れている。遺伝的影響の面では、統計学的には定かな証拠がないものの、被爆2世や3世に不安を残している。心理的影響の面では、原爆被災に伴う非人間的な体験が忘れ難いトラウマとなって残っている。核兵器の被害は戦争終結とともに終わることはなく、生涯を通じて、また、世代をこえて続く点で、通常兵器の被害とは異なるものである。

(2) 暴力によって暴力を抑えるという基本矛盾

広島・長崎の原爆被災の実相が広く知られるようになるにつれて、核兵器は使用されるべきではないと考える人々は増大してきたと言えよう。少なくとも、核兵器は「使用されない方が好ましいもの」であり、「積極的に使用すべきもの」と考える人は極めて少ない。その背後には、核兵器の使用は非人道的だという認識の広がりがある。

しかし、核抑止論は、まさにこの「使用されてはならないもの」「使用すべきではないもの」「使用されない方が好ましいもの」である核兵器の使用を前提として成立しているものである。すでに述べた通り、核抑止が破綻した場合には、抑止の信頼性を担保するためにも、核兵器は確実に使用されなければならない。逆に言えば、核兵器の使用が実際上あり得ないというのであれば、核兵器はその瞬間に抑止すること自体を停止せざるを得ないのである。この「使用されてはならないものの使用を大前提とする」という矛盾が、核抑止論の倫理上の根本問題である。核兵器は本来「抑止力」であって「使用されてはならないもの」であるが、抑止力としての有効性を保つためにはいつでも「使用されなければならない」のであり、そもそもその出発点において「解き難い矛盾」⁽¹²⁾を孕んでいる。

(3) 抑止力の不安定性

広島・長崎以降の半世紀余りの間、核兵器は使用されることなく抑止機能を果たしてきたという主張がある。1980年に国連が事務総長報告として提出した『核兵器の包括的研究』の第297項も、「抑止はこれまで世界的紛争を防いできたのであり、したがって抑止は機能してきたのだといわれている」という命題を立て、この主張の不当性を検討している⁽¹³⁾。

核抑止には、2つの側面がある。第1は、核兵器国間での核兵器使用（核戦争）の抑止であり、第2は、核兵器国と非核兵器国との間の戦争の抑止である。上に引用した国連事務総長報告が言う「世界的紛争」は、

米ソ（当時）両国間の「世界的紛争」であり、第1のケースに当たる。第2次世界大戦以降の半世紀、核兵器は存在し続けたにもかかわらず、朝鮮戦争・ベトナム戦争・湾岸戦争など、第2のタイプの紛争は絶えることはなかったため、核兵器が戦争一般を抑止する機能を果たしてこなかったことは明白である。しかし、第1のタイプの紛争に限っても、米ソ（当時）両国間の世界規模での紛争が起こらなかった背景には「歴史的、政治的、その他の多くの要因」が関係していたのであり、「両陣営が核の恐怖の均衡を維持した結果として、核抑止力が機能していたため」と主張することは短絡的に過ぎる。キューバ危機等はあったものの、総じて両陣営の対立が「耐え難い破壊」を賭して核兵器使用に踏み切る程にはエスカレートしなかったこと、両陣営の国内体制がそれなりに安定し、外交チャンネルが閉ざされるようなことがなかったこと、両国が国境を接していなかったためインド・パキスタン間のカシミール問題のような紛争要因をもたなかったこと等が考慮されなければならない。したがって、「米ソ間の核戦争がなかった」という事実をもとに、「核兵器の抑止力は世界の他の地域にも及ぼされるべきだ」と主張することは根拠を欠いており、政情不安定な国家を含めて複雑な歴史的・政治的・経済的条件の国々が国境を接している中東や南アジアや朝鮮半島にこの論理を敷衍することは妥当とは言えない⁽¹⁴⁾。

しかし、「核兵器が米ソ間世界戦争を抑止した」とする主張には、より本質的な反論がある。先の事務総長報告が指摘しているように、「抑止が働いているというのはわかりきったことを言っているにすぎない。なぜなら、この主張は歴史がそれを否認するときまでは真理でありつづけるからである」。すでに述べた通り、「抑止力は抑止力が機能している限りにおいて抑止力たり得る」のであり、問題は、抑止力は常に安定に機能し続けることができるかという「抑止力の安定持続性に対する疑問」にこそある。この疑問に対しては、次の諸点が指摘される

a. 国連事務総長報告も言うように、核抑止体系に立脚した平和は、関係国の戦力の間の対等でない均衡の存在を必要とするとされるが、もし一方が第1撃能力を獲得した場合には抑止が成り立たなくなる懸念がある⁽¹⁵⁾。しかし、対等性の概念は、安定した客観的評価になじまない。核兵器システムは技術開発を基礎に刻々と高度化されるため、対等性や均衡は絶えず確立され直されなければならない上、敵の破壊能力の評価には心理的要因も関係し、主観的性格を免れない。

b. 互いの核戦力評価が主観的性格を免れないため、敵戦力について過剰な疑心暗鬼を抱き、軍部がより確実な核抑止力の構築を志向して拡大基調に陥る結果、相互の核兵器システムはますます脅威に満ちたものとなり、「恐怖の均衡」は一層不安定なものとなる危険を孕んでいる。実際、米ソ間の核軍備競争は、抑止と均衡の競争原理のもとで「相互確証破壊」の極限的状況を生み出し、世界を未曾有の一触即発の危機と隣接させることになった。⁽¹⁶⁾

c. 技術的誤作動に起因するにせよ、人間の錯誤に起因するにせよ、偶発事象が引き金となって抑止の破綻を招く危険が払拭できないことである。これまで、核兵器システムに関わる異常事態は数多く起こっている。⁽¹⁷⁾ 前掲の国連事務総長報告も、「核保有国がこれらの危険を最小限にするための管制・指揮システムを創設していることは疑いない反面、1つないし多数の核兵器が偶発的に発射される可能性は、その危険の可能性がいかに小さいものであっても、全面的に排除することはできない」と指摘している。

d. 大国が「核兵器による抑止」という政治思想を採用した結果、自らも核抑止力を獲得する誘惑に駆られた国が現れた。核不拡散条約は、核兵器の拡散を防ごうとする努力ではあったが、一部の核兵器国と大多数の非核兵器国を区別する国家処遇上の不平等性は解消し難いものであり、この不平等性ゆえに条約への参加を拒否したインドとパキスタンは1998年に相次いで核実験を行い、公然たる核保有国となった。国境を接し、歴史的な紛争要因を抱えるこうした地域への核兵器の拡散は、核抑止をめぐる状況を複雑で不安定なものとした。⁽¹⁸⁾

(4) 国際司法裁判所の判断との不整合

1996年7月8日、国際司法裁判所が「核兵器の違法性」についての判断を示し、「核兵器による威嚇とその使用は、武力紛争に関する国際法、とりわけ国際人道法に一般的に違反する」とした。ここでは、核兵器の使用だけでなく、核兵器による威嚇がいわばワン・セットのものとして扱われている。核兵器の使用が違法なだけでなく、使用を前提とした核兵器による威嚇も違法であるという判断であるが、これはそのまま核抑止政策の違法性を指摘したことになる。なぜならば、核抑止政策の本質は「核兵器による威嚇」そのものだからである。アメリカ・ロシア・イギリス・フランス・中国の核兵器国の判事を含む国際司法裁判所が、核兵器による威嚇およびその使用を「一般的に国際人

道法違反」と断じることによって、核抑止政策の違法性を示唆した事実は重いと言わなければなるまい。⁽¹⁹⁾

(5) 被爆の実相解明・普及への消極性

核抑止という考え方の宿命として、抑止が破綻した場合には核兵器は「耐え難い懲罰」を与えるために使用されなければならない。しかし、「耐え難い懲罰」を加えようとする程、核兵器の使用は反人道的な惨劇の様相を呈さざるを得ない。人類はすでに広島・長崎において核兵器使用の反人道的な結果を体験したが、核兵器の反人道性が明らかになればなる程、世論は、核兵器の使用に対して批判的になる。したがって、核兵器の使用を現実的な選択肢の1つと考えている核保有国および当該核保有国の拡大抑止の恩恵に浴している国は、核兵器使用の反人道性に対する認識が、核兵器使用の選択肢を非現実的なものにする程肥大化することを欲しないため、原爆による被害の解明や、被害に関する知識の普及には消極的にならざるを得ない。これは、核兵器による威嚇やその使用を前提とする核抑止政策の当然の帰結であり、その意味で、被爆から半世紀以上を経て「被爆の実相の解明と普及」を求めている被爆者たちは、核抑止政策と対決せざるを得ない。

(6) 核兵器の反人道性への感覚麻痺

核抑止論が国家の安全保障政策として採用されると、核兵器は、その使用や威嚇に疑問を差し挟んだり、その発動を逡巡したりしてはならないものとして「絶対化」される。そして、前項で述べたように、使用や威嚇への逡巡を生み出しかねない広島・長崎の原爆被害の実相を直視することを忌避し、核兵器は使用可能な兵器であるという信念を増長するような意識形成が図られる。熱線と爆風を極小化し、放射線を極大化した中性子爆弾について、「熱線でケロイドを創る訳でもなく、爆風で手足をもぎ取る訳でもなく、放射線によって静かに敵兵を殺すだけだから『人道的な兵器』だ」といった論評が伝えられるのも、そうした例の1つである。⁽²⁰⁾

(7) 秘密主義への傾斜

核抑止政策は、秘密主義を必要とする。核抑止力の発動に関する意思決定は国家にとって最も高い戦略的重要性を有するものであり、少数の国家指導部のみが情報を掌握し、意思決定に関わる。秘密主義は、国防上の機密として最高の防諜措置を必要とするし、テロ

リストや不穏分子を核兵器システムに近づけないためにも不可欠である。核兵器開発も徹底的な秘密主義的情報管理を必要とするため、核エネルギーに関する研究は秘密のヴェールに閉ざされたものになる。したがって、核兵器システムに関する情報は国民の目から隠蔽・隔離され、民主主義国家の政治運営原則とは相容れない暗部を常態化させることになる。また、過程を一切明らかにしないままなされる核兵器使用の意思決定は、その是非をめぐって解消し難い国民的な対立を作り出す危険がある。

3 アメリカのブッシュ政権の新たな核兵器政策

(1) ブッシュ政権の核兵器政策の特徴

2000年4月～5月にニューヨークで開催された核不拡散条約再検討会議は、「自国の核兵器の完全廃絶」に関する「明確な約束」を宣言した最終文書を、アメリカのクリントン政権も賛成して採択した。しかし、当時折からの大統領選挙戦に臨んでいたジョージ・W・ブッシュ候補は、この「明確な約束」とは趣を異にする考え方を表明していた。その内容は、新世紀に向けてアメリカの核抑止政策の見直しと、新時代に適合した安全保障のあり方の検討を意図するものであった。

ブッシュ政権成立直後の2001年2月、大統領国家安全保障指令第4号 (NSDP4) によって、核態勢の見直しが指示された。国防総省は「抑止構想勧告グループ」の議長に、全米公共政策研究所 (National Institute for Public Policy, NIPP) 所長のキース・ペインを据え、米ソ対決時代の冷戦型核態勢を、「ならず者国家 (rogue state)」を仮想核攻撃目標とする新たな核態勢への転換に乗り出した。その眼目は、核兵器を「使用し得ない兵器 (unusable weapon)」としてではなく「使用し得る兵器 (usable weapon)」と位置づけ、実際に「使える核兵器」を開発し、必要と判断されれば実際にそれを使用する政治的意志をもつということによって特徴づけられる。

① 使える核兵器の開発

ブッシュ政権の「使える核兵器の開発」という考え方は、ステファン・ヤンガーの影響によるところが大きいと言われる。ヤンガーはアメリカの核兵器開発研究の中心であるロスアラモス国立研究所の核兵器開発部門の副責任者を務めていたが、ブッシュ政権発足の半年後、DTRA (国防脅威抑制局) の局長に抜擢された。⁽²¹⁾

ヤンガーは、国家安全保障における核兵器の役割の

再考を促し、核兵器の役割を強化して「実戦で使える核兵器」を開発することを強調した。⁽²²⁾そして、より少ない核兵器とハイテク精密兵器の結合を提言し、低威力の核弾頭の役割を増大させることを提案した。堅牢な標的を破壊するにはハイテク通常兵器だけでは不十分で、核兵器こそが果たすべき決定的な役割があることを指摘、そのための新たな核弾頭を開発を行うためにも、地下核実験の再開が必要であることも示唆した。アメリカは、核爆発を伴わない未臨界核実験に期待をかけ、一時的に包括的核実験禁止条約 (CTBT) に調印したが、結局批准しない方針を確認した。その最大の理由は、新型の核兵器の開発には未臨界核実験では不十分なためであると考えられている。⁽²³⁾

国防総省は、核態勢見直し (NPR) 作業の結論に関する秘密報告書を2001年12月31日付で議会に提出した (以下、『秘密報告』と記述)。これは、核問題等を調査している民間機関globalsecurity.orgがホームページ上で公表した結果明るみに出され、その後の議会審議を通じて内容的に追認されたものであり、キース・ペインが所長を務める全米公共政策研究所が2001年1月に発表した報告書『米核戦力と軍備管理の原理と要件』 (以下、『NIPP報告』と記述) が下敷きになっている。⁽²⁴⁾内容は、核兵器を単に「超大国の力の象徴」あるいは「脅迫外交の手段」と位置づけるのではなく、「アメリカの世界的な軍事力行使における最高の現実的な手段」として位置づけるもので、前記報告書には、「核兵器は、アメリカと同盟諸国と友好諸国の防衛能力において決定的に重要な役割を果たす。大量破壊兵器や大規模な通常戦力を含む広範な脅威を抑止する上で、核兵器は信頼すべき軍事的選択肢となる。これらの核能力は比類のない特性をもち、アメリカが戦略上、政治上の目的を実現する上で重要な諸目標を危機に陥れるための確実な方法を与える」と述べられている。

② 核兵器使用の意志

一方、核兵器使用の選択肢の発動に関しては、キース・ペインの主張がブッシュ政権に影響を与えている。「核の冬」の研究等の影響もあって「核戦争に勝者はない」という認識が世界に広まりつつあった1980年代に、ペインは「勝利は可能である」と題する論文を共同執筆していた人物であり、「アメリカの政治指導者は『核のタブー』に囚われるべきではない」という持論をもっていた。1997年には、「アメリカの政治指導者の間で核兵器の使用に気が進まないという態度は新しいものでもないし、軍事的経験がないことの結

果でもない」と述べ、⁽²⁵⁾「アメリカの政治指導者たちの核使用をめぐる強い（抑制的な一筆者）感情は、地域での国益や長期的なアメリカの安全保障を担保する上でも不釣り合いだということを明確に指摘したい」と論じていた。ペインは、「アメリカの核兵器使用を消極的にするような心情を醸し出す声明や行動は、『第2核時代』の抑止にとって、とりわけアメリカが化学・生物兵器で武装した地域の挑戦者と対決している場合には、不都合なものになり得る」「アメリカの政治文化に通じている挑戦者がこの核タブーを利用すれば、将来の地域的危機に影響を与えかねない」と指摘した。⁽²⁶⁾ここにはむしろ、核兵器使用を前提とする核抑止論の立場が率直に表明されている。ペインは1998年3月には、議会で「何の容赦もない抑止力による脅しが必要」と証言し、「核軍縮はアメリカにとって危険であり、破壊への展望を増大させる」と述べていた。⁽²⁷⁾

ペイン所長の指揮の下で『NIPP報告』が出された翌月、ブッシュ政権が大統領国家安全保障指令第4号を発して核態勢の見直しを指示し、「抑止構想勧告グループ」の議長にペインを据えたことは、単なる偶然ではないだろう。

(2) ブッシュ政権の核兵器使用計画の内容

ブッシュ政権の核兵器使用計画は、2002年3月、「ロスアンゼルス・タイムズ」と「ニューヨーク・タイムズ」両紙によって暴露された。先に挙げた『秘密報告』および『NIPP報告』の内容と併せて検討を加える。

『秘密報告』は核兵器の問題について、次の点を指摘している。

①柔軟性

国際情勢の可変的要素を考慮に入れて多数の選択肢を用意し、核兵器使用の対象の選択にも柔軟性を担保する。

②核兵器を使用することを検討する場合

以下のような場合には、核兵器の使用が検討され得る。

a. 敵が核兵器、生物兵器、化学兵器によって攻撃を加える現実的脅威がある場合や、敵の化学兵器や生物兵器を無力化する場合。

b. 予想外の深刻な軍事状況に直面した場合。

c. 地下深い軍事施設等、通常兵器では破壊できない敵の標的を破壊し得る場合。

d. 移動する標的を破壊する場合。

③核使用計画の実際

核攻撃を行う事態を、その緊急性に応じて、「差し

迫った（immediate）事態」「潜在的な（potential）事態」「不測の（unexpected）事態」に3分類している。「差し迫った事態」としては、イラクによる近隣諸国への攻撃、北朝鮮の韓国への攻撃、台湾の地位をめぐる軍事対決等が含まれる。「潜在的な事態」としては、将来発生し得るアメリカに対する敵対的な共同軍事行動が想定されている。「不測の事態」としては、キューバのミサイル危機のようなケースが想定され、核兵器が敵対的なグループに渡った場合などが含まれる。ブッシュ政権が「悪の枢軸」と名指した北朝鮮、イラク、イランの3カ国に加えて、シリアとリビアはこれら3段階のどのレベルにも関わりをもち得る国として挙げられている。中国は台湾の地位をめぐる「差し迫った事態」「潜在的な事態」のいずれにも該当し得るとされている。アメリカ以外の最大の核保有国であるロシアについては、現在は核攻撃事態は想定していないとしつつも、「ロシアの核戦力と核計画は懸念の対象であり続ける」とし、ロシアは多くの戦略上のも問題を抱えているので、「今後米ロ関係が著しく悪化した場合には、アメリカの核戦力の規模と態勢を見直す必要がある」としている。

また、『NIPP報告』は、核兵器使用は以下の場合に検討されるとしている。

a. アメリカが地域大国との通常戦争で勝利を収めつつある過程で、地域大国が大量破壊兵器の使用にエスカレートするのを抑止する必要に直面した場合。

b. 地域大国または新興の世界的規模の大国が、大量破壊兵器や大規模通常戦力で攻撃してくるのを抑止する必要に直面した場合。

c. 通常戦争で米軍等の壊滅的敗退を防ぐ必要に直面した場合。

d. 他の手段では達成できない標的の破壊を実行する必要に直面した場合。

e. 世界の超大国としてのアメリカの威信を強化する必要に直面した場合。

これらの資料によって浮かび上がるブッシュ政権の核兵器使用計画の特徴は、以下の如くであろう。

(1) 核攻撃の仮想敵国が、冷戦時代の旧ソ連から、「ならず者国家」に移されていること。

(2) 通常兵器からの連続的な延長線上で、状況に応じて「使える核兵器」を目指していること。

(3) 公然と非核保有国を核攻撃の仮想目標に設定したことによって、「消極的安全保障」の国際的誓約を事実上破棄したこと。⁽²⁸⁾

これらは、アメリカのブッシュ政権が、核抑止論が

もつ本来の危険な本質を剥き出しにして自らの核兵器政策を再構築したものであるとともに、「抑止が破れた場合に核兵器を使う」という抑止の本来の意味をさえ踏み越えて、「抑止するために核兵器を使用する」ことさえ想定していることを示唆している。

近年、アメリカは、これまでの核軍縮分野の約束を反故にし、一国主義的な外交政策を露にして来た。未臨界核実験を繰り返し、CTBTの批准を拒否して地下核実験の再開を計画していると伝えられることや、ABM条約を廃棄してミサイル防衛を推進しつつあることも、そうした動きの一環である。ミサイル防衛網を敷いて「負けない態勢」を築き、使える核兵器の開発と「消極的安全保障」誓約の破棄によって先制的な核兵器使用を構想するブッシュ政権は旧来の核抑止政策の枠組みを大きく踏み越えつつあり、極めて危険な内容を含むものと考えなければならない。

4 おわりに

Malcom Dando & Paul Rogers “The Death of Deterrence” (CND Publications Ltd.) の冒頭に“抑止が機能したって?”と題するBruce KentとGeneral Hackettの次のような対話が紹介されている。

ブルース・ケント 「あなたの『第3次世界大戦』というご著書のシナリオでは、ポラリス・ミサイルは実際上機能しなかったですよ」

ハケット 将軍 「いやいや確かに機能しましたよ」

ブルース・ケント 「しかしパーミンガムは破壊されてしまったのではないですか」

ハケット 将軍 「いやいやミンスクを破壊したのですから、機能したということですよ」

ブルース・ケント 「ということは、核兵器はやはり戦闘の兵器であって、効果的な抑止力ではなかったということですよ」

ハケット 将軍 「核兵器の保有は抑止力として効果はなかったとは思いますが、報復手段としては効果的だった。帳尻が合っていれば、致命的な間違いを犯したことはないのではないですか」

この対話は、1983年5月29日にイギリスのテレビ番組「チャンネル4 討論」で放映されたもので、テーマは「一方的核軍縮 (Unilateral Nuclear Disarmament)」

であった。ブルース・ケントはCND (核軍縮キャンペーン) において指導的な役割を果たしてきた牧師である。ハケット 将軍は『第3次世界大戦 (The Third World War)』の著者で、イギリスの核戦略について責任ある立場にある。この対話は、ある意味で、核抑止論の危うさを象徴的に示唆している。

ハケット 将軍は“consequentialist” (結果主義者) で、最後に得られる成果が戦争中の不運より大きければ、その戦争は倫理的に正当化され得るという立場である⁽²⁹⁾。いわば、「結果良ければ、すべて良し」という価値基準に基づいている。しかし、結果として核兵器の使用を招く戦争で「結果が良い」等ということがあり得るであろうか?

広島・長崎の反人道的な被害を見据え、核兵器使用を前提とする核抑止政策に代わる安全保障政策の実現を志向することこそ、平和研究の重要な課題に相違ない。アメリカのブッシュ政権が核抑止論の包絡線を踏み越えて、核兵器使用を現実の選択肢と位置づける好核的な政策を推進しつつある現在、その重要性はますます高まっていると言わなければならない。

《注》

- 1 1980年にまとめられた国連事務総長報告『核兵器の包括的研究』の第5章「B 核兵器と抑止」285項には、「抑止の現象は人類出現のきわめて初期の段階において存在していたと思われる。それは基本的には、他人にその意思を実行させなくするための、力の行使の威嚇にもとづくものであった」とある (服部学監訳『核兵器の包括的研究』連合出版、1982年、113頁)。実際、「抑止」という考え方そのものは、社会生活の中にも多見される。法に違反すると罰を受けるという法治主義も、犯罪の抑止という機能を期待されていると言える。大学の試験で不正行為を働くとすべての受験科目が無効になるといった罰則を定めるのも、不正行為を抑止する機能を期待してのことである。いずれも、ある種の「恐怖」を突き付けることによって怖じけづかせ、不法行為を予防するという考え方を基礎にしている。しかし、死刑制度の是非をめぐって、必ずしも死刑制度の存在が反人権的重大犯罪に対する抑止力として機能していないという提起もあるし、教育における体罰の抑止効果も疑問視されている (例えば、岡本三夫・横山正樹編『平和学の現在』〈法律文化社〉1999年、106頁)。「現実化していない恐怖」の抑止効果への疑問は、例えば、肛門性交がHIV感染症の重要な原因とされ、HIV感染症の致死率の高さ等が広く知られていたにもかかわらず、男性同性愛者間のHIV感染に歯止めがかからなかった事実等についても提起され

- ている。
- 2 ロバート・グリーン著、梅林宏道・阿部純子訳『検証「核抑止論」現代の「裸の王様」』(高文研) 2000年、25頁
 - 3 「耐え難い破壊」とはどの程度の破壊かについては、例えば、1960年代半ばに、アメリカのマクナマラ国防長官は「大きな工業国の人口の4分の1ないし3分の1が死亡し、全工業能力の半分ないし3分の2が破壊されることが必要」と述べた。そして、アメリカは、そのような第1撃を受けた後でも、「ソ連(当時)の人口の5分の2、工業力の70%を破壊できる」第2撃を有すると声明した。しかし、こうした「耐え難さ」の判断は核政策決定者と国民の間では乖離があり、所詮は主観的な性格を免れない。
 - 4 抑止の2つの形態については、国連事務総長報告『核兵器の包括的研究』(1980年)の第5章「B 核兵器と抑止」285項に小括されている。すなわち、「ある行動が実行されるならば手きびしい結果を招くという威嚇、すなわち懲罰の抑止の形態をとることもありうるし、行動が実際になされるのを力によって防ぐ威嚇、すなわち拒否の抑止の形態をとることもありうる」。
 - 5 相互確証破壊を意味するMutual Assured Destructionの頭文字をとると“MAD”となるが、それはまさに、核抑止政策を背景に対立した米ソ両国が到達した「狂気」の状態であった。
 - 6 国連事務総長報告『核兵器の包括的研究』(1980年)第5章「B 核兵器と抑止」288項
 - 7 「核の避雷針」という言葉については、ロバート・グリーン著、梅林宏道・阿部純子訳『検証「核抑止論」現代の「裸の王様」』(高文研) 2000年、30頁。核戦争下では、アメリカの「核の傘」に入っているが故にかえって「核攻撃を呼び寄せる」機能を果たす虞れがあるという問題を比喩的に表した言葉だが、避雷針の機能とは明らかに異なる。「雷を避ける」という避雷針の機能は、本来「雷を呼び寄せる」ことを原理としており、建築物に雷の電流を流し易い導体(避雷針)を意図的に設置することによって、建物全体が落雷被害を受けることを避けようとするものである。「核の傘」の場合、本来、核攻撃を呼び寄せる攻撃目標を当該同盟国内部に意図的に設置することを原理とするものではないので、「核の避雷針」という命名には問題がある。卑近なアナロジーとしては、むしろ「坊主憎けりゃ袈裟まで憎い」という諺の意味する内容に類似しており、直接の敵である核抑止力供与国(坊主)を攻撃対象とする代わりに拡大核抑止対象国(袈裟)を攻撃するという考え方であり、「核の袈裟効果」とでも言うべきものである。
- また、この問題に関連して、「核の傘」に入ることによって「準核保有国」と見なされるという問題が付随して発生する。1998年にインドとパキスタンが核実験を実施した際、日本のNGOが現地に赴き、広島・長崎の惨禍を訴えて核兵器の放棄を呼びかけたが、現地住民から「自国はアメリカの『核の傘』に身を寄せておきながら、核兵器の放棄を訴える資格はない」という反論を受けたことに本質が象徴されている。
- 8 安齋育郎・藤田明史・吉田ゆき『どう見るインド・パキスタン核実験』(かもがわ出版) 1998年。
 - 9 インドとパキスタンが「核保有国」であることは明白だが、NPT(核不拡散条約)上の核兵器国とは区別される。NPT上の核兵器国は、1967年1月1日現在核兵器を保有し、核爆発実験を実施済みの5カ国(アメリカ、ソ連(現ロシア)、イギリス、フランス、中国)を意味する。
 - 10 この点に関しては、核兵器の小型化、あるいは、中性子爆弾や貫通型核弾頭のような特殊目的の核弾頭開発によって、破壊目標を限定しようとする試みがなされてきた。例えばアメリカの核兵器は、1954年3月1日にビキニ環礁で行われたブラボー爆発(17メガトン)によって極大化を達成したが、この種の巨大な核威力を有する弾頭は、実際の戦場では使い勝手が良くない。実際、ビキニ水爆実験の被害は太平洋全域に及び、放射性降下物は全地球規模で観測された。その後、核弾頭の小型化が追求され、放射線強化兵器(radiation-enhanced weapon)としての中性子爆弾のような特殊目的のための核弾頭が開発された。中性子爆弾は熱線と爆風を極小化し、中性子線を中心とする放射線の放出を極大化した特殊水爆で、重戦車部隊の上空で網の目状に使用して、放射線による作用で兵士の脳神経を麻痺させ、任務の遂行を不能にする目的をもつ。しかし、こうした小型核兵器や特殊核兵器が使用されれば、対抗手段としての核兵器による報復を呼び起こし、核兵器使用のエスカレーションを招く虞れがあることがつとに指摘されている。なお、アメリカの核弾頭の平均核威力の推移については、Hansen, 1995 Vol. II Table II-5, U.S. Nuclear Weapons Stockpile Size, 1945-1994にデータがあり、1957年に極大化(3メガトン強)した核威力が1960年代以降は漸減し、1994年には159キロトンにまで低下してしていることを示している。しかし、この核威力はなお広島原爆の10倍を超えるものである。アメリカの核兵器開発関係者は、現在、地下施設攻撃用などの用途に「キロトン級」の核兵器開発を念頭に置いている。いずれにしても広島原爆(15キロトン)、長崎原爆(21キロトン)を極端に下回ることはないレベルから、それらをかなり上回るレベルの核弾頭を構想しているのであり、「小型化」という言葉の内容に注意しなければならない。
 - 11 筆者は、近年「長崎原爆松谷訴訟」に証人として関わり、半世紀以上も前の原爆被災が、今なお被爆者に深い心身の傷痕を残している実態をつぶさに知る機会をもった。同訴訟は、3歳5カ月の時に長崎原爆の爆心から2.45kmの地点で被災した松谷英子氏が原告となって原爆医療法に基づく

認定を求めて厚生労働大臣を訴えた行政訴訟である。飛散した瓦の直撃によって頭蓋骨陥没の傷を負い、放射線の影響もあってなかなか治癒せず、右半身不随の後遺が固定した原告は、幼児期から被差別体験などに苦しめられたが、原爆医療法による認定を求めて厚生大臣に申請したものの2度にわたって却下された。長崎地方裁判所、福岡高等裁判所、最高裁判所と12年に及んだ行政訴訟は、原告の勝訴となった。3歳5カ月の幼女が、国家に障害の原爆起因性を認知させるのに12年の年月と1億円を超える支援資金を必要としたことは、それ自身、原爆被爆の非人間性を象徴している。

- 12 杉江栄一「核と平和」丹生久吉・佐藤年明・児玉克哉編『平和を学ぶ』（汐文社）1992年、71頁。
- 13 服部学監訳『国連事務総長報告・核兵器の包括的研究』（連合出版）1982年、297項、117頁。なお、「第2次世界大戦後、核兵器は使用されてこなかった」という命題については、異論も提起されている。国防総省高官時代に「ベトナム・ペーパー」をリークしてアメリカ政府を窮地に追い込んだことでも知られるダニエル・エルズバークは、「頭に銃を突き付けて脅迫すれば、たとえ銃弾は発射されていなくても、銃は“使用され”機能を果たしたことになる」ことを指摘している。
- 14 梅本哲也「核拡散」『新国際関係がわかる』（朝日新聞社）1999年、87頁。
- 15 服部学監訳『国連事務総長報告・核兵器の包括的研究』（連合出版）1982年、296項、116頁。
- 16 浅井基文『非核の日本無核の世界』（労働旬報社）1996年、133—135頁。浅井は、「互いに相手側は十分なレベルの報復を行う意志と能力を持っているという確信が働いている。原則として2つの国家は互いに、相手側に対して自分が報復する意志と能力があるというはたりにによってその核攻撃を抑止することができるだろう」という国際政治学者H・ブルの言葉（『無政府的な社会』第2版）を引用し、レーガン政権のSDI（戦略防衛構想）に対するソ連の反応、クリントン政権のTMD（戦域ミサイル防衛構想）に対する中国の反応に言及しつつ、「抑止という考え方に潜む主観的要素は、核軍拡、核拡散の元凶とでもいえるべき働きをする」と述べている。
- 17 核兵器関連の主要な不測の事態としては、以下のものがある。

年 月 日	事故の概要
1950年8月5日	アメリカで核兵器搭載のB29が墜落、火薬が爆発。19人死亡。
1958年2月5日	アメリカのB47が核兵器落下。未回収。
1961年1月24日	アメリカのノースカロライナでB52が火

災で水爆2発落下。

- 1963年4月10日 ポストン沖で原潜スレッシャー号沈没。129人死亡。
- 1965年8月19日 アメリカでタイタン・ミサイル炎上。53人死亡。
- 12月5日 沖縄近海でアメリカの空母から核兵器搭載のA4E機落下・水没。
- 1966年1月17日 スペイン上空で水爆搭載のアメリカのB52墜落。放射能汚染。
- 1968年1月21日 グリーンランドで水爆搭載のアメリカのB52墜落。放射能汚染。
- 5月21日 アゾレス群島沖で原潜スコピオン号沈没。99人死亡。
- 1976年10月25日 ソ連バルト海の家軍基地で地下核爆発。40人以上死亡か。
- 1978年1月24日 ソ連の原子炉衛星カナダ北東部の湖に墜落。放射能汚染。
- 1979年7月6日 ムルロアのフランス核実験場で爆発事故。2人死亡、6人負傷か。
- 1981年9月?日 ソ連バルト海で原潜緊急事態。数人が放射線で死亡。
- 1988年9月30日 アメリカのサバンナリバー核工場で、28年間に30件の重大事故。
- 1989年4月9日 ソ連原潜ノルウェー沖で火災・沈没。42人死亡。

- なお、1980年6月3日には、ネブラスカ州オマハの戦略空軍司令部のコンピュータ表示スクリーンに、「ソ連が複数のICBM（大陸間弾道ミサイル）とSLBM（潜水艦発射弾道ミサイル）をアメリカに向けて発射した」との警告が表示され、ハワイから戦闘指令機が離陸する事態が発生したが、3分後、コンピュータ異常と判明した。上院に提出された資料によると、1979年1月～1980年6月の1年半の間に、アメリカが攻撃を受けているという誤情報が147回発生し、その内の4回については脅威評価会議が招集された。
- 18 安斎育郎・藤田明史・吉田ゆき「Ⅲ インド・パキスタンの核実験が示したもの—核不拡散条約の矛盾」『どう見るインド・パキスタン核実験』（かもがわ出版）1998年。
 - 19 その一方、国際司法裁判所の判断は、「国家の存亡にかかわる極限状況における自衛の場合の核兵器の使用・威嚇については、合法とも違法とも結論できない」とした。この判断は「国家の存亡にかかわる極限状況における自衛の場合の核兵器の使用・威嚇」を合法と認めた訳ではないが、広島・長崎の原爆被爆者の多くのように「核兵器絶対否定」の立場に立つ人々には「不徹底」の印象を与えた。しかし、逆に考えれば、「国家の存亡にかかわる極限状況における自衛の場合」以外の核兵器による威嚇やその使用は、一般

- 的に国際人道法違反であるという判断と見ることもできるので、少なくとも、広島・長崎に対する核攻撃はアメリカにとって「国家の存亡にかかわる極限状況における自衛の場合」とは見なせず、国際人道法違反であるということになろう。
- 20 中性子爆弾が開発された1976年当時、開発を指導した物理学者のサミュエル・コーエンが言ったと伝えられる言葉。
- 21 Stephen M. Younger “Nuclear Weapons in the Twenty-First Century”, Los Alamos National Laboratory, June 27, 2000.
- 22 DTRA (Defense Threat Reduction Agency) というポストは、第2次大戦直後、マンハッタン計画の責任者だったレスリー・グローヴズ陸軍中將が責任者を務めた軍用特殊兵器計画や、その後の国防特殊兵器局の後継組織で、ブッシュ政権の新核戦略の推進にとって決定的に重要なポストと言われる。(新原昭治『「核兵器使用計画」を読み解く—アメリカ新核戦略と日本』(新日本出版社) 2002年、15—16頁)。ヤンガーの重要性は、1950年代に水爆開発を指揮したエドワード・テラーに匹敵するとも評される (William D. Hartung “About Face: The Role of the Arms Lobby in the Bush Administration’s Radical Reverse of Two Decades of U. S. Nuclear Policy”, World Policy Institute Special Report, 2002.)
- 23 核実験には、大別して3つの種類がある。第1は配備中の核兵器の抜き取り性能試験のための実験、第2は核爆発に伴うさまざまな影響調査のための実験、第3は新型核弾頭の開発のための実験である。第1の範疇の実験は未臨界核実験でも可能であろうが、第2、第3の目的のための核実験は実際に核爆発を起こしてみなければ信頼性のある結果は得られない。ブッシュ政権がCTBTの批准を拒否した背景には、「使える小型核弾頭の開発」を志向するためには未臨界核実験だけでは不十分という判断が働いたものと考えられる。
- 24 National Institute for Public Policy “Rationale and Requirements for U.S. Nuclear Forces and Arms Control” Vol. II Foundation Report, January 2001.
- 25 Keith B. Payne “Deterrence in the Second Nuclear Age” University Press of Kentucky, 1997.
- 26 2003年1月31日、「ワシントン・タイムズ」は、ブッシュ大統領がすでに前年9月段階で、アメリカや在外米軍、友好国、同盟国が生物・化学兵器で攻撃された場合には、「核兵器を含む圧倒的な軍事力で報復する」ことを認める「国家安全保障大統領指令」に署名していたことを報じた。
- 27 Keith B. Payne, Testimony, U.S. Senate Armed Services Committee, Subcommittee on Strategic Forces, Hearing on Strategic Nuclear Policy, March 31, 1998.
- 28 1978年5月に開かれた第1回国連軍縮総会において、アメリカは国際的な世論に配慮し、「非核保有国が核保有国と同盟して対米攻撃をしない限り、アメリカの方から非核保有国に核攻撃を加えることはしない」という公約を国務長官声明の形で行った。この「消極的安全保障」の趣旨は、同年6月18日の国連安全保障理事会において「決議255号」として採択され、1995年のNPT再検討会議に際しては、アメリカは「消極的安全保障」を大統領声明の形で格上げ追認していた。ブッシュ政権は、事実上、この国際的な誓約を形骸化したと言える。
- 29 Mark R. Amstutz “International Ethics” (Rowman & Littlefield Pub.), 1999. “From an ends-based, or consequentialist, approach, war can be morally justified when the good outcomes of war outweigh the evil undertaken in war.”